



令和6年11月25日

トラック事業者に対する行政処分(許可取消)について

下記のとおり、一般貨物自動車運送事業者に対し、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づく許可の取消を行いましたので、お知らせいたします。

行政処分内容の詳細につきましては、別添のとおりです。

記

事業者名: 檜野商事株式会社

代表取締役: 檜野 幸浩

事業者住所: 北海道苫小牧字沼ノ端255—20

【 問い合わせ先 】

北海道運輸局自動車運送事業安全監理室 笹治 上野

TEL : 011-290-2744

●行政処分等について

1. 行政処分年月日

行政処分年月日：令和6年11月22日

処分施行年月日：令和6年11月25日

2. 事業者の氏名又は名称及び所在地

樫野商事株式会社

北海道苫小牧市字沼ノ端255—20

3. 命令の内容

一般貨物自動車運送事業の許可取消

4. 監査の端緒及び違反行為の概要

関係機関からの情報を端緒に令和6年6月25日、7月9日、7月31日に事業者営業所及び車庫にて臨店監査を実施したところ、各種違反行為が判明したものを。

5. 違反事実及び違反条項

- (1) 認可を受けずに車庫の位置及び収容能力を変更していたこと。【10日車】
貨物自動車運送事業法第9条第1項
- (2) 営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更届出を怠っていたこと。【警告】
貨物自動車運送事業法第9条第3項前段
- (3) 乗務員の休憩（又は睡眠）のための施設を整備していなかったこと。【30日車】
貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号
- (4) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、乗務時間等告示の遵守が不適切であったこと。【10日車】
貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号
- (5) 疾病、疲労等のおそれのある乗務員を乗務させたこと。【20日車】
貨物自動車運送事業法第17条第2項
- (6) 定期点検整備を実施していなかったこと。【50日車】
貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号
- (7) 12月点検整備を実施していなかったこと。【20日車】
貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号
- (8) 点検整備記録簿等の記録の改ざん・不実記載があったこと。【60日車】
貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号
- (9) 点呼の記録の改ざん・不実記載があったこと。【60日車】
貨物自動車運送事業法第17条第4項
- (10) 乗務等の記録の改ざん・不実記載があったこと。【60日車】
貨物自動車運送事業法第17条第4項
- (11) 事故の記録のないものがあったこと。【警告】
貨物自動車運送事業法第17条第4項
- (12) 運転者に対する指導及び監督の記録のないものがあったこと。【警告】

貨物自動車運送事業法第17条第4項

(13)運行管理者を選任していなかったこと。【事業停止30日】

貨物自動車運送事業法第18条第1項

(14)整備管理者を選任していなかったこと。【事業停止30日】

道路運送車両法第50条

6. 違反点数の付与状況

当該命令により付された違反点数 92点

※「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(平成21年9月30日
公示、令和5年10月31日改正)」6.(1)②違反点数の付与により、一の管轄区域に係
る累積点数が81点以上となった場合に該当するため許可取消

以下余白